(表面)

12cm

第 号

野田市環境保全条例第53条第1項の規定による

立 入 検 査 証

所 属
職・氏名

年 月 日生
年 月 日発行

写 真

野田市長

野田市長

1

(裏面)

## 野田市環境保全条例(抜すい)

(立入検査)

- 第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員にばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる工場等に立ち入り、帳簿類若しくはばい煙を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる、施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
  - (4) 第53条第1項の振動又は悪臭に係る部分の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。
- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
  - (4) 第53条の騒音に係る部分の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。